常陸大宮市上下水道事業告示第8号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定により，次のとおり指定給水装置工事事業者の指定をしたので，常陸大宮市上水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成１０年大宮町水道課訓令第３号）第１０条第２号の規定により告示する。

令 和 8 年 10 月 5 日

常陸大宮市上下水道事業管理者
常 陸 大 宮 市 長　鈴 木　定 幸

1. 指定をする事業者の名称，代表者名及び事業所の所在地

指定番号	事業者名	代表者氏名	事業所の所在地
26005	住宅サービス	小池　学	鉾田市徳宿3002-12

2　指定の期間

令 和 8 年 10 月 5 日 から 令和12年10月31日 まで